

## 宇陀市農業委員会委員募集要項

### 1 募集人数

12名

※農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することはできませんが、両委員を兼ねることはできません。

### 2 任用期間

令和6年7月20日から令和9年7月19日（3年間）

### 3 身分

宇陀市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

○農地法に基づく売買・貸借の許可審議及び農地転用許可案件に係る意見審議  
○農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の再発防止・解消、新規参入の促進に関する活動

### 5 報酬

基本給 月額 24,000円（会長は、月額40,000円）

能率給 年額（活動実績、農地集積の進捗状況や遊休農地の解消状況による）

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 市税等に滞納がある者
- (2) 法令等により農業委員と兼職できない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて持参により、宇陀市農業委員会事務局(宇陀市役所農林商工部農林課内)までご提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### (1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合	【様式1】
法人又は団体が推薦する場合	【様式2】
応募する場合（自薦）	【様式3】

### (2) 推薦及び応募申込書の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
宇陀市農業委員会事務局 (宇陀市役所農林商工部農林課内)	〒633-0292 宇陀市榛原下井足17-3	0745-82-5781

《宇陀市ホームページ》 <https://www.city.uda.nara.jp/index.html>

### (3) 添付書類

ア 推薦を受ける者（以下、「被推薦者」）又は応募者の住民票（本籍地の記載があるもので、発行後3箇月以内のもの）

イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という）を含む）である場合又は所属する法人が認定農業者である場合は、認定農業者証等の認定農業者証であることを証明する書類の写し

ただし、認定申請中の者については、宇陀市農業委員候補者評価委員会の開催日前日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

## 8 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月1日（金）

※市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に宇陀市のホームページ等により公表します。

## 9 選考方法

宇陀市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考のうえ、宇陀市議会の同意を得て、宇陀市長が任命します。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

なお、選任にあたっては、農業委員会等に関する法律により下記のとおりとすることが定められています。

- ① 原則として認定農業者が委員の過半数を占めること
- ② 農業委員会の所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれていること。
- ③ 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

## 10 選考の結果通知

令和6年6月下旬に応募者全員に書面にて通知します。

また、7月下旬に、決定した農業委員の名簿を宇陀市のホームページに掲載します。

## 11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒633-0292

宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市農業委員会事務局（宇陀市農林商工部農林課内）

電話 0745-82-5781（直通）

## 12 公表

公募にあたり提出のあった推薦及び応募に係る書類の内容のうち、住所、電話番号、生年月日以外の情報について、公募の期間中と期間終了後に宇陀市のホームページにて公表するほか、農業委員会事務局の窓口において閲覧に供します。